

日本赤十字九州国際看護大学/Japanese Red

Cross Kyushu International College of

Nursing

博愛社における看護者雇用の実態：  
博愛社創設(明治十年)から日本赤十字社看護婦養成所  
設立(明治二十三年)に至るまで：奨励研究報告抄録

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 日本赤十字九州国際看護大学 公開日: 2013-01-17 キーワード (Ja): 博愛社, 看護人, 看病婦, 日本赤十字社, 看護婦養成 キーワード (En): Hakuai-sha (Philanthropic Society), Kango-nin (unskilled male nurse), Kanbyo-fu (unskilled female nurse), Japanese Red Cross Society, Training of nurse 作成者: 阿部, オリエ メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15019/00000093">https://doi.org/10.15019/00000093</a>

著作権は本学に帰属する。

その他

博愛社における看護者雇用の実態  
—博愛社創設（明治十年）から日本赤十字社看護婦養成所  
設立（明治二十三年）に至るまで—（奨励研究報告抄録）

阿部オリエ<sup>1)</sup>

本研究は、看護という職業が、なぜ女性の職業として定着したのかという問題関心のもと、看護婦養成開始以前の日本赤十字社（以下、日赤と略す）における看護者の実態を明らかにすることを目的としている。看護者の実態とは、看護者が、博愛社という組織でどのように位置づけられ、期待された役割とは何であったのかということを中心に考察していくことである。

これらの考察については、博愛社における日誌、会議録、決議録などの一次史料を用いる。その結果、看護婦養成開始以前の博愛社では、看護人という男性看護者と、看病婦という女性の看護者が存在していた。看護人や看病婦は雇用されており、養成ではなかった。具体的な役割として看護人は戦時救護を担う看護補員であり、看病婦は病院における看護を目的に雇用されたということが明らかになった。その後、日赤は、看護婦養成を明治二十三年に開始したが、これら、看護人や看病婦は、養成の対象ではなかった。

キーワード：博愛社、看護人、看病婦、日本赤十字社、看護婦養成

I はじめに

看護は、長い間、女性の天職と見なされ発展を遂げてきた<sup>1)</sup>と言われるように、看護と女性の結びつきは強いと認識されている。しかし、看護がなぜ女性の職業として定着したのか、この問いに対する明確な答えは、未だ確立されているとはいえない。

わが国における看護婦養成は、明治十年代後半に開始された。どの看護婦養成所も、養成の対象は女性であった。そして、日赤以外の他の四つの養成所の特徴として、創立に携わった外国人や教師であった指導者は、ともに宣教師であり、それら宣教師である外国人を招聘しての養成であったことが明らかになっている<sup>2)</sup>。すなわち、これら看護婦養成所での教育は、アメリカやイギリスからの女子教育の流れを汲んだ養成がなされていたのである。

一方、宣教師による女子教育としての看護婦養成とは趣旨を異にした養成が、日赤における看護婦養成であった。その異なる点とは、指導者が全て日本人の医員であった<sup>3)</sup>ことや、戦時救護を目的として

いたことなどが挙げられる<sup>4)</sup>。また、最も重要な点として注目すべきは、看護婦養成開始以前に、「看護人」と呼ばれる男性看護者が存在したことである。その看護人に着目した論文は山崎氏らの論文<sup>5)</sup>において他には見られない。

山崎氏らの研究は、二次史料に依拠している部分が多く、看護人という男性看護者が存在していたにも関わらず、なぜ女性のみが養成されたのかに対する分析はなされていない。

このような背景より、本研究は、看護という職業が、なぜ女性の職業として定着したのかということを中心にすることを目的とする。本報告は、このような問題関心のもと、看護婦養成所設立以前の日赤において、看護者がどのように位置づけられ、期待された役割とは何であったのかということを中心に考察していく。

これらの考察については、博愛社における日誌、会議録、決議録などの史料<sup>6)</sup>である『博愛社規則書』『博愛社日誌自十年至十七年』『決議録自明治十二年至同十五年』『会議日誌自十一年至十三年』『救護人員材料準備関係自十一年至二十年』『博愛社報告原稿

1) 日本赤十字九州国際看護大学

自第一号至第八号』を用いる。なお日赤は、明治二十年に社名を博愛社から日本赤十字社へと変更したため、着目する時期は、博愛社時代が主である。

## II 看護人夫雇用の構想と試験の実施

博愛社は設立にあたり、『博愛社々則』（明治十年制定）を制定し、「第一条 本社ノ目的ハ戦場ノ創者ヲ救フニ至リ一切ノ戦事ハ曾テ之ニ干セス」とあるように、戦時における救護を第一の目的においた。『博愛社々則』を表 1 に示す(下線;引用者による)。

表 1 『博愛社々則』

第一条	<u>本社ノ目的ハ戦場ノ創者ヲ救フニ在リ一切ノ戦事ハ曾テ之ニ干セス</u>
第二条	本社ノ資本金ハ社員ノ出金ト有志者ノ寄附金トヨリ成ル
第三条	本社使用スル所ノ医員看病夫等ハ衣上ニ特別ノ標章ヲ着シ以テ遠方ヨリ識別スルニ便ス
第四条	敵人ノ傷者ト雖モ救ヒ得ヘキ者ハ之ヲ収ムヘシ
第五条	<u>官府ノ法則ニ謹遵スルハ勿論進退共ニ海陸軍医長官ノ指揮ヲ奉ス可シ</u>

『博愛社日誌自十年至十七年』日本赤十字社所蔵

その後、博愛社は、西南戦役が平定した後に、救護活動における様々な準備に着手した。博愛社において、救護を担う人員に対する言及がされ始めたのは、明治十一年のことであった。『博愛社日誌自十年至十七年』には、「明治十一年千八百七十八年即チ戦争ノ翌年一月本社第一ノ總會ニ方リ総長殿下ハ其祝詞中ニ於テ(中略)本社ハ総長殿下ノ諭旨ニ從ヒ本社雑技ノ方法ヲ講シ先ツ本社ノ目的ヲ一般ニ普及セシメン為メ広告書ヲ作りテ全国ニ公布シ又漸次医療器械ヲ購収シ且平常ニ熟練ノ看護人若干名ヲ雇ヒテ緩急ノ用ニ充ツルヲ謀レリ(以下略)」と記載されている。西南戦役の翌年より、博愛社は救護のために看護人を雇用するという構想を抱いていたのである。

そして、明治十三年一月十二日、看護人夫雇用についての議案が出されている。『決議録自明治十二年至同十五年』には、「明治十三年一月十二日 議案件名：本社看護人夫締約ノ議 去年十二月安比蘭斯其他救療ノ要器既ニ出来セシヲ以テ之ニ応スル医員看

護人夫モ亦漸次準備セサル可ラス然ルニ今幸ヒ陸軍省病院ノ看病人夫ノ内年醜満期之者アルヲ以テ之ヲ本病院ニ照会シ先ツ十名ヲ本社看病人夫トシテ自然非常ノ際召募ニ応スヘキ者ヲ予約シ其締約金トシテ一ヶ年毎一名金六円ヨリ金十二円迄ヲ支給スル如何」とある。それに対して、議員全員賛成の欄に署名がされている。これは、博愛社における看護人夫を、陸軍本病院の満期解職者の看病人夫にすることが議員全員の可決をもって議決されたことを示している。看護人夫としての予定の人員は十名<sup>7)</sup>であった。その後、『会議日誌自十一年至十三年』によると、「明治十三年一月十七日 議員石黒忠恵検査委員トナリ看護夫等ヲ試験セリ即チ池田廣則齋藤光忠佐久間利命鈴木勝晴澤田義則等ノ五名ナリ」とあるように、一月十七日に看護人夫の試験<sup>8)</sup>が実施されている。

ここで、なぜ博愛社の看護人夫を陸軍本病院満期解職者の看病人夫にしたのかという点について触れる。まず、博愛社と陸軍の関係について述べる。『博愛社々則』（表 1 参照）第五条に、「官府ノ法則ニ謹遵スルハ勿論進退共ニ海陸軍医長官ノ指揮ヲ奉ス可シ」と、博愛社側には社則として示されている。一方、大正二年に編纂された『陸軍衛生制度史』第十二編赤十字には、「日本赤十字社ハ業務ノ本旨上陸海軍官憲ノ監督ヲ要シ從テ我カ衛生部トハ密接ノ関係ヲ有ス就中救護事業ニ於テ然リトス」や、博愛社から日本赤十字社と社名を変更した際にも「社名ヲ日本赤十字社ト改メ社則ヲ更正シテ之ヲ宮内陸海軍ノ三省ニ提出シテ其ノ認可ヲ得ルニ至ル」という記載が確認できる。このように、博愛社は陸軍の指揮命令系統の中に属し、戦時救護体制を整えたといえるのである。

このような背景により、博愛社は看護者を陸軍本病院の満期解職者に求めたと考えられるが、その理由について考察を深めたい。明治十三年二月に記載された、太政大臣三條実美宛の上申書<sup>9)</sup>には、「医員看病夫及ヒ器械藥品等其他救療必需ノ物件ヲ漸次準備可致苦配中ニ御座候仍テ先ス客載陸軍本病院ニ照会シ其他救療器械数種ヲ製造致シ候処偶々同院看病人卒ノ内満期解職ノ者有之由承致候ニ付今回此數員ヲ挙テ本社看護人夫ノ預備員ニ相充テ度尤国家非常ノ際ニ当リテハ社員ノ者共救療ニ從事致候ハ固ヨリ其所ニ御座候得共傷者看護ノ如キハ其事ニ習熟ノ者ニアラサレハ臨機ノ用ニ適シガタク然レドモ其習

熟者ハ該看病人卒解職ノ者ヲ措テ他ニ需メガタクニ付今迄之ヲ本社へ相雇候目的ニ御座候就テハ本社へ雇入レ候時々其人名ヲ御届ケ申上候ニ付自然ノ此者等国民軍ノ徵募ニモ相当リ候節ハ被成下度本社ノ如キ素ヨリ私立一社ニ候得共其務メハ公事ノ一端ニ関ス即チ救療事務ヲ以テ軍医部ノ補助ニ自任致候義ニ付何卒特別ノ御詮議ヲ以テ前条御允許被成下度此段奉願候也」と記されている。このように、戦時救護である傷者の看護においては習熟した看護者が求められており、その習熟した看護者は軍以外には求められなかったからということが明らかにされている。

博愛社では、看護人雇用に向けて準備を始めたが、設立目的から、習熟した看護者を必要としていた。そのような人材は、陸軍の看病人卒解職者にしか求められず、博愛社においては適切な看護者の人材不足という認識が存在していたといえる。よって、博愛社は、陸軍の指揮命令系統の中に属し、戦時救護体制を整えるという性格上、看護人も陸軍からの支援を受け確保していったのである。

### Ⅲ 『博愛社看護補員規則』の制定

看護人夫に対する試験が実施された直後、博愛社は看護人夫に対する制度化を開始し、『看護補員規則』を制定した。この規則制定にあたっては、陸軍における看護制度を模して規則化していったと考えられる点が多く存在する。その一例を挙げると、明治十四年に制定された『博愛社規則書』における「派遣博愛社病院」第五十二条では、「看護人ハ一等一人ヲ以テ二等二人ヲ統へ二等一人ハ三等二人ヲ統へ三等一人ハ看護手十人ヲ統フル者トス」というように看護人の職階が明確にされている。一方、明治六年に制定された『陸軍省条例』<sup>10)</sup>でも看護者が、一等看病人曹長、二等看病人軍曹、三等看病人伍長というように、役によって分けられていた。その後、明治八年十一月十日に制定された『看病人看病卒服務概則』において、「看病人看病卒ハ会計監督長ニ統率シ各所管会計官ニ隸属シ医事ニ関渉スル事項ハ総テ医官ノ指揮ニ従フ者トス」<sup>11)</sup>と規定された。

『看護補員規則』第一条によると、「博愛社看護補員ハ（中略）之ヲ別ツテニトシ其一ヲ看護人一等二等三等ニ分ツトシ其二ヲ看護手トス」とある。これにより、看護補員は、一等看護人、二等看護人、三等看護人と看護手に分けられていたことがわかる。

よって「看護人」は「看護補員」に含まれている。

ここで注目すべきは、「看護補員」（傍点；引用者による）として制度化された過程である。博愛社では、『看護補員規則』を制定するにあたっての原案と思われる『博愛社常備看病夫規則』（以下『常備看病夫規則』と略す）が存在する。

これらを比較すると、『常備看病夫規則』における看病夫の選定条件は明らかになっておらず、『看護補員規則』における看護補員には、体格強健であること、年齢が二十五歳以上四十歳以下、医術の主要や看護の方法に習熟していることなど細かく規定がされている。加えて、旅行や転籍は、看病人には本社への報知を義務としていたが、看護補員には本社の認可を義務とされていた。俸給については、看病人も看護補員も等級における違いはない。

また、両者の規則の比較において、『常備看病夫規則』は、俸給表の枠外に「第四條末尾に加ふべし」とあり、修正がなされている。このことから、『常備看病夫規則』は未完成であったといえる。また、1911年に編纂された『日本赤十字社史稿』においても、『常備看病夫規則』が制度化されたという事実は見られない。

だが、この『常備看病夫規則』の存在は、博愛社における看護者の位置づけについての示唆を与えている。『常備看病夫規則』は、『看護補員規則』の原案であったという見方もできる。しかし、『常備看病夫規則』第一条には、「博愛社ニ於テ戦時救療ノ用意トシテ平時ニ看病夫ヲ準備ス之ヲ常備看病夫ト名ツケ」や、第二条には「其看病夫タル者ハ戦時ニ於テ召募スル所ノ看病夫ノ首先トナリテ看護ニ従事スル者」とあることから、戦時に於いて召募する看病夫が看護補員であった可能性もある。いずれにせよ、看護人夫に対する規則化の構想初期には、常備に看病夫を雇用するという構想があったと考えられるのである。そして、戦時には別の看病夫の召募が考えられていた。何らかの理由で『常備看病夫規則』は制度化されず、実際、制度化されたのは『看護補員規則』であり、第一条「博愛社看護補員ハ戦時ニ在テ医師ニ属シ看護主員即チ社員ト共ニ負傷者ノ救療看護ヲ掌トル者」というように、「看護補員」として規則化され、「看護人」が雇用された。先の三條実美宛の上申書では、「本社看護人夫の預備員に相充て」とあることから、看護人は「預備員」であり、「補員」

としての存在だったのである。

#### IV 博愛社病院設立と看病婦の雇用

明治十七年二月、陸軍病院長（後の日赤病院初代院長）橋本綱常が、博愛社より赤十字条約加盟への調査を依頼され、九月ベルリンで開催された万国赤十字社第三回総会に非公式に参加した。この総会における決議事項として、「各社ハ平時ヨリ、赤十字社ノ地方移動病院若クハ常設病院ノ監督ヲ委任スベキ、婦人ノ教育ヲ拡張シ、若クハ創設スルヲ宜シトス」<sup>12)</sup> というように、看護婦養成が決定された。

このような経過から、「社員橋本軍医総監ヨリ博愛社病院設立建議書及ヒ博愛社維持法計画書ヲ提出セリ」<sup>13)</sup> とあるように、橋本は、看護者養成を行うことを提言し、その養成機関として病院設立の建議書を提出した。

橋本は、本格的に病院設立に向けて動き出したが、その背景には、日本政府のジュネーブ条約加盟という目的があった。この時点では、「病院ヲ付設シテ看護人看病婦ヲ養成シ」とあるように、看護人と看病婦の養成が構想されていた。また、博愛社病院を設立するにあたり、橋本が各地在職の軍医一同に醸金を求めて送った主旨書にも、「此回博愛社ニ於テ病院ヲ建設シ小官ニ其管理ヲ嘱シ以テ有事ノ日傷者救療スルノ所ニ供スルノミナラス平時ニ在テハ民間多少ノ疾病ヲ救ヒ以テ看護者ヲ熟練セシメ諸君ト共ニ兼テ医術ヲ研究セントス。希クハ諸君小官ト共ニ応分ノカト資ヲ以テ該社ノ事業ヲ養成セラレンコトヲ」<sup>14)</sup> と述べられているように、「看護者」と記載されている為、この時点では、養成の対象は看護婦には限定されていなかったといえる。

博愛社は、赤十字条約加盟に向けて、看護者の養成を行うことが必須の事業となり、その養成を行う場所の確保として、病院設立を必須の事業とした。それまで戦時救護のみに役割を期待されていた看護者は、看護人という看護補員としての雇用であったが、平時の病院看護を担う看護者の役割が新たに期待され始めたのである。そして、明治十九年十一月十五日のジュネーブ条約加盟<sup>15)</sup>、十一月十七日博愛社病院の開院となる。

『救護人員材料準備関係自十一年至二十年』には、明治十九年十二月二十一日、博愛社において看病婦を雇用していたという記録がある。詳細は不明な部分が多いが、この史料には院長の署名欄があり、看

病婦が雇用された時期は、十一月十三日雇入金子カツ、十六日雇入島岡ラク、二十日雇入高橋マス、二十四日雇入田中トセ、二十五日雇入保田フク、二十七日雇入市川キノとあることから、明治十九年十一月十七日に開院された博愛社病院で看護職を担った者たちであったといえる。

#### V まとめと今後の課題

博愛社は明治二十年に日本赤十字社へと社名を変更し、明治二十二年六月十四日に『日本赤十字社看護婦養成規則』を制定した<sup>16)</sup>。そして明治二十三年四月看護婦養成を開始した。

看護人の雇用は「橋本陸軍々医総監ノ欧洲赤十字社実況調査ノ結果本社看護人ハ婦人ヲ用イルコト最モ効益アルコトヲ認め明治二十一年看護人五名ノ締約満期ト共ニ男子ノ看護人ハ暫ク其準備ヲ中止シタリ」<sup>17)</sup> と述べられている。

博愛社は、救護を担う看護者確保に向けての準備を開始し、明治十三年一月に試験を実施し、五名の看護夫を選定した。その後、『看護補員規則』を制定し、同年五月看護補員として七名の看護人を雇用した。陸軍の制度に則った『看護補員規則』の制度化や、雇用した看護人は陸軍の看病人看病卒の満期解職者というように、陸軍との強固な結びつきにより、戦時救護体制を整え、看護者を確保していった。その後、ジュネーブ条約加盟に向けた病院建設の必要性が高まり、博愛社は明治十九年に博愛社病院を設立した。博愛社における看護者には、平時の病院看護を担う役割が新たに期待され始め、病院における看護者として看病婦が雇用されたのである。看護人の雇用が中止された後、日赤は看護婦養成を開始した。

看護婦養成開始以前の博愛社では、看護人夫や看護人といった男性看護者と看病婦が存在していた。看護人や看病婦は雇用であり、養成ではなかった。そして、看護人は戦時救護を担う看護補員であり、看病婦は病院における看護を目的に雇用されたのであった。

これらを踏まえ、看護婦養成が女性に限定された理由として、博愛社では、十名の看護人である看護補員を雇用する予定であったが、実際には七名しか雇用されておらず、熟練した看護者を確保することが困難な状況にあったと考えることができる。明治十年代から二十年代という時代背景から考えると、

徴兵制度により、男性壮丁の多くが軍隊に吸収され、看護人への男性供給数が希少であったことは容易に推察できる。しかし、博愛社においては、病院設立に伴う看護者の存在が必要不可欠であった。これらを背景に、女性の存在が注目され、看護婦のみの養成へとつながっていったのではないかと考えられるのである。しかし、本研究における史料では、推測の域を超えることができず、確証を得るまでには至らなかったため、仮説の提言に留め今後の課題とする。

本研究は、2005年度日本赤十字九州国際看護大学奨励研究費の助成を受けて行った。なお、本論文は、学術誌へ投稿中のため、一部修正し、奨励研究報告（抄録）に替えたことを付記する。

### 註

- 1) 波多野梗子・小野寺杜紀：「わが国における看護士の研究の課題と方向、看護研究、24（1）：85、1991.
- 2) 看護史研究会編：看護学生のための日本看護史、医学書院、p75、1989.
- 3) 吉川龍子：草創期の日赤看護教育について、看護教育、26（10）、1985.
- 4) 日赤における看護婦養成創始期の看護については、吉川氏の他に、土曜会歴史部会著書（代表執筆者高橋政子氏）『日本近代看護の夜明け』や亀山美知子氏著書『近代日本看護史Ⅰ日本赤十字社と看護婦』そして平尾真智子氏『日本における看護婦養成史上の観点からみた明治20年代の看護婦養成の意義』の論文などにまとめられている。
- 5) 山崎裕二、谷岸悦子、丹羽淳子：近代看護史のなかの男性看護者（1） 明治初年—10年代の陸軍と博愛社、日本赤十字武蔵野短期大学紀要、8、1995.
- 6) 日本赤十字社および日本赤十字豊田看護大学所蔵。
- 7) 前掲の山崎氏らの論文において、「看護人の準備は一兵団に対するもので、本社の目的は九兵団に対する準備をすることにある」ことが明らかにされているため、博愛社の構想では、一兵団の看護人は十名であったと考えられる。
- 8) 試験の目的や内容については不明である
- 9) 日本赤十字社『決議録自明治十二年至同十五年』
- 10) 黒澤嘉幸：明治期の陸軍看護システム、日本医学史雑誌、39（4）：527、平成五年十二月二十日.
- 11) 同上論文、526.
- 12) 吉川龍子：日赤の創始者佐野常民、吉川弘文館、p145、2001. 吉川氏によると原史料は、第三回赤十字国際会議（明治十七年）の決議事項とある。
- 13) 明治十九年九月発行 博愛社第十七回報告『博愛社報告原稿自第一号至第八号』日本赤十字社所蔵。
- 14) 日本赤十字社編：伝記叢書160 橋本綱常先生、大空社、pp70-71、1994.
- 15) 北野進：赤十字のふるさと—ジュネーブ条約をめぐる—、雄山閣、p115、2003.
- 16) 亀山美知子：近代日本看護史Ⅰ日本赤十字社と看護、ドメス出版、p31、1984.
- 17) 日本赤十字社：日本赤十字社史稿、pp796-797、1911.

**The Recruitment, Employment and Training System of Nurses  
in the Hakuai-Sha (the Philanthropic Society) :  
A Case Study on the History of the Japanese Red Cross Society from the Foundation  
of the Hakuai-Sha (1877) to the Institution of the Training Facility (1890)**

Orie ABE, E.M.S.<sup>1)</sup>

This article aims to describe how the nursing system was established during the period that the Japanese Red Cross Society (JRCS) hadn't had any institution of nursing training , and to reveal the reason why nursing was established as women's occupation. The fact of such a nursing system implies us the position and the role that nurses ought to take in the Hakuai-Sha (the Philanthropic Society).

We examined a lot of primary sources including daily reports , journals, resolutions and others , to make clear the fact of the nursing systems. As a result of examination , we found that there were two kinds of nurses in the Hakuai-Sha. One was kango-nin unskilled male-nurses , and the other was the kanbyo-fu were employed without any nursing training.

Regarding their roles , the kango-nin was especially charged with first aid at field hospitals in wartime , while the kanbyo-fu was employed to look after the injured and the sick in a hospital in peacetime. Although the Japanese Red Cross Society established the nursing training institution in 1890 , the institution was arranged only for women.

**Key words: Hakuai-sha (Philanthropic Society) , Kango-nin (unskilled male nurse) ,  
Kanbyo-fu (unskilled female nurse) , Japanese Red Cross Society , Training of nurse**

---

1 ) The Japanese Red Cross Kyushu International College of Nursing